

耐震診断を義務化する道路及び区間（耐震改修促進法第6条第3項第1号）

路線名		区間
1	東名高速道路	東京都境から横浜市境までの間
2	国道466号（第三京浜道路）	東京都境から横浜市境までの間
3	首都高速道路（横羽線、川崎線及び湾岸線）	東京都境から横浜市境までの間（横羽線、湾岸線） 大師JCTから川崎浮島JCTまでの間（川崎線）
4	国道1号	東京都境から横浜市境までの間
5	国道15号	東京都境から横浜市境までの間
6	国道132号	国道15号交点から川崎区夜光までの間
7	国道246号	東京都境から横浜市境までの間
8	国道409号（東京湾アクアライン及び県道9号川崎府中を含む）	川崎区浮島町（川崎浮島JCT）から東京都境までの間（409号、川崎府中） 川崎浮島JCTから千葉県境までの間（東京湾アクアライン）
9	県道2号線 東京丸子横浜	東京都境から横浜市境までの間
10	県道3号線 世田谷町田	東京都境から町田市境までの間
11	県道6号線 東京大師横浜	東京都境から横浜市境までの間
12	県道12号線 横浜上麻生	横浜市境から上麻生交差点までの間
13	県道14号線 鶴見溝ノ口	国道409号交点～市道高津5号線交点 市道野川柿生線交点～横浜市境
14	県道45号線 丸子中山茅ヶ崎	東京都境から横浜市境までの間
15	国道357号	東京都境～横浜市境
16	県道9号線 川崎府中	国道15号交点から東京都境
17	県道13号 横浜生田	県道川崎府中交点～市道尻手黒川線交点
18	市道 野川菅生線	県道丸子中山茅ヶ崎交点～県道横浜生田交点
19	市道 尻手黒川線	県道鶴見溝ノ口交点～県道丸子中山茅ヶ崎交点 県道横浜生田交点～県道世田谷町田交点
20	市道 川崎駅東扇島線	国道132号交点～川崎区東扇島
21	市道 千鳥町1号線	川崎区千鳥町地内
22	市道 東扇島1号線	川崎区東扇島地内
23	市道 駅前本町線	川崎区駅前本町
24	市道 野川柿生線	県道鶴見溝ノ口交点～市道高津5号線交点
25	市道 高津5号線	市道野川柿生線交点～県道鶴見溝ノ口交点
26	臨港道路 内貿6号道路	市道東扇島1号線交点～北岸2号道路交点
27	臨港道路 緑地前道路	市道東扇島1号線交点～船溜道路交点
28	臨港道路 船溜道路	緑地前道路交点～東扇島9号バース
29	臨港道路 幹線5号道路	市道東扇島1号線交点～外貿9号道路交点
30	臨港道路 外貿9号道路	幹線5号道路交点～川崎コンテナ2号岸壁
31	臨港道路 北岸2号道路	内貿6号道路交点～東扇島31号バース
32	臨港道路 外貿5号道路	市道東扇島1号線交点～船溜道路交点

※上記路線のうち、都市計画道路の事業区間については、指定の対象外となります。ただし、耐震診断結果の報告期限以降に事業区間となったものを除きます。

東京都



横浜市

緊急交通路指定想定路線

- ① 東名高速道路
- ② 国道466号(第三京浜道路)
- ③ 首都高速道路(横羽線、川崎線及び湾岸線)
- ④ 国道1号
- ⑤ 国道15号
- ⑥ 国道132号
- ⑦ 国道246号
- ⑧ 国道409号
(東京湾アクアライン及び県道9号川崎府中を含む)
- ⑨ 県道2号線 東京丸子横浜
- ⑩ 県道3号線 世田谷町田
- ⑪ 県道6号線 東京大師横浜
- ⑫ 県道12号線 横浜上麻生
- ⑬ 県道14号線 鶴見溝ノ口
- ⑭ 県道45号線 丸子中山茅ヶ崎

第1次緊急輸送道路

- ⑮ 国道357号
- ⑯ 県道9号 川崎府中(国道409号含む)
- ⑰ 県道13号 横浜生田
- ⑱ 市道 野川菅生線
(県道鶴見溝ノ口交点~県道丸子中山茅ヶ崎交点)
(県道横浜生田交点~県道世田谷町田交点)
- ⑳ 市道 川崎駅東扇島線
- ㉑ 市道 千鳥町1号線
- ㉒ 市道 東扇島1号線
- ㉓ 市道 駅前本町線
- ㉔ 市道 野川柿生線
- ㉕ 市道 高津5号線
- ㉖ 臨港道路 内貿6号道路
- ㉗ 臨港道路 緑地前道路
- ㉘ 臨港道路 船溜道路
- ㉙ 臨港道路 幹線5号道路
- ㉚ 臨港道路 外貿9号道路
- ㉛ 臨港道路 北岸2号道路
- ㉜ 臨港道路 外貿5号道路

※上記路線のうち、都市計画道路の事業区間については、指定の対象外となります。
ただし、耐震診断結果の報告期限以降に事業区間になったものを除きます。